

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 10 日

一般社団法人 日本病院会の長 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局研究開発振興課

「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）、保健所設置市及び特別区宛て事務連絡を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事 務 連 絡

平成 28 年 11 月 10 日

各 { 都道府県衛生主管部 (局)
保 健 所 設 置 市 殿
特 別 区 }

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医政局研究開発振興課

「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」について

「医療法施行規則第9条の23第1項第7号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準について」(平成28年6月10日医政発0610第21号厚生労働省医政局長通知)において、関係学会による「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」を別途示すことを伝えておりました。

今般、平成28年度厚生労働科学特別研究事業「高難度新規医療技術の導入プロセスにかかる診療ガイドライン等の評価・向上に関する研究」(代表者：國土典宏(東京大学 肝胆膵・人工臓器移植外科))により「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」が取りまとめられ、日本医学会ホームページ(<http://jams.med.or.jp/>)にて公開されましたので情報提供いたします。また、高難度新規医療技術の導入に係る規程や申請書のひな形等は特別研究事業の研究成果として厚生労働省のホームページ(医療安全対策ページhttp://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/i-anzen/index.html)上で公開を予定しております。

貴職におかれましては、各病院等における高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方として活用できるよう、貴管下医療機関、関係団体等に対して周知していただくようお願いいたします。